

埼玉西部環境保全組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果等の縦覧等の手続に関する条例施行規則

制定 平成11年 2月12日 規則第8号

第3編 組織・処務（埼玉西部環境保全組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果等の縦覧等の手続に関する条例施行規則）

埼玉西部環境保全組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果等の縦覧等の手続に関する条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、埼玉西部環境保全組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果等の縦覧等の手続に関する条例（平成11年条例第4号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則の用語の意義は、条例の例による。

（報告書の縦覧の期間等）

第3条 条例第4条第2項の規定による報告書の縦覧期間のうち、埼玉西部環境保全組合の休日を定める条例（平成5年条例第2号）第1条第1項各号に掲げる日は、縦覧を行わない。

2 管理者は、前項に規定する日以外の日であっても、必要があると認めるときは、縦覧を行わないことができるものとする。

3 管理者は、前項の規定により、報告書の縦覧を行わないことを決定したときは、その旨を報告書の縦覧の場所に掲示するものとする。

4 報告書の縦覧の時間は、午前9時から午後5時までとする。

（報告書の縦覧の手続）

第4条 縦覧に供された報告書を縦覧しようとする者は、別記様式の申込書に必要な事項を記入しなければならない。

（縦覧者の遵守事項）

第5条 報告書を縦覧する者（以下「縦覧者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 報告書を縦覧の場所から持ち出さないこと。

(2) 報告書を汚損し、又は損傷しないこと。

(3) 他の縦覧者に迷惑を及ぼさないこと。

(4) 係員の指示があった場合には、それに従うこと。

2 管理者は、前項の規程に違反した者に対し、縦覧を停止し、又は禁止することができる。

第3編 組織・処務（埼玉西部環境保全組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果等の縦覧等の手続に関する条例施行規則）

（報告書の複写等）

第6条 縦覧者は、持参した携帯複写機、カメラ等を使用して複写及び撮影をすることができる。

（損傷の届出）

第7条 縦覧者は、過って報告書を汚損し、又は損傷した場合には、速やかに係員に届け出てその指示を受けなければならない。

（使用後の点検）

第8条 縦覧者は、報告書の縦覧が終わったときは、係員に届け出てその点検を受けなければならない。

（意見書の記載事項）

第9条 意見書には、次に掲げる事項をすべて記載しなければならない。

- (1) 氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び登記された事務所又は事業所の所在地）
- (2) 施設の名称
- (3) 生活環境の保全上の見地からの意見

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式

一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧申込書

縦覧年月日	縦覧者氏名	住 所	年 齢	職 業	性 別